

別表 7

修繕項目と費用負担

入居契約書第 15 条 3 項に規定する居室内における軽微な修繕について、その修繕項目とその費用負担は下記の通りとする。

修繕項目	ホームの費用負担	入居者の費用負担
1. 畳表の取替え 2. 窓ガラスの取替え 3. 絨毯、カーテン等の取替え 4. ふすま紙、障子紙の取替え 5. 電球、蛍光灯の取替え 6. 給水栓の取替え 7. 排水栓の取替え 8. その他軽微な修繕	ホームが費用負担することが適切な場合はホームが負担する。	入居者の故意又は過失により修繕が必要になった場合、または入居者が費用負担することが適切な場合は入居者が負担する。

※ 入居者の希望による造作や模様替えについても当様式に準じて協議する。その際、承認願（様式 1）を提出すること。